

令和5年 夏の県民交通安全運動実施要綱

運動期間 7月11日(火)～7月20日(木)

運動重点

- ① こどもと高齢者の交通事故防止
- ② 自転車の交通安全意識の向上と交通事故防止

スローガン

年間スローガン 「急いでる 焦る気持ちが 事故を呼ぶ」
サブスローガン 「ありがとう 次は私が 譲ります。」

運動重点とそれぞれの立場で実施する事項

運動重点 ① こどもと高齢者の交通事故防止

【こどもは】

- 道路では、「飛び出さない」「遊ばない」
- 道路を横断するときは、手を上げるなどして車に横断する意思を伝え、左右の安全をよく確認する。
- 信号を横断するときは、青信号でも左右の安全を確認して、車の動きに注意しながら横断する。

【高齢者は】

☆ 歩行中の注意事項

- 道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、左右の安全を確認しながら横断する。
- 信号機や横断歩道のある場所を横断し、信号無視や斜め横断はしない。
- 夕暮れ時や夜間の外出は反射材の着用や明るく目立つ色の服装に心がける。

☆ 運転する場合の注意事項

- 衝突被害軽減ブレーキ等の機能を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の有用性を理解する。
- 運転適性検査や高齢者講習、交通安全教室などで、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を理解する。
- 安全運転に不安を感じた場合は、運転免許証の自主返納を検討する。

【一般運転者は】

- 横断歩道は歩行者等が優先であることを再認識し、横断歩行者等がいるときは、必ず一時停止して進路を譲る。
- スマートフォン等を使用しながらの運転やあおり運転は、重大事故に直結することを認識し絶対にしない。
- こどもや高齢者を見かけたときは、急な飛び出しや不用意な横断などの行動をとる人がいることに注意をする。
- 早めのライト点灯を心がけ、対向車や先行車がない状況では、ライト上向きを実践する。
- 通学路やスクールゾーン、公園の近くを通行するときは、こどもの安全を守るため、速度を落として通行する。

【保育所・幼稚園・学校等では】

- こどもが日常的に利用する経路・場所において見守り活動等を推進する。
- P T A等と協力して、通学路等における安全指導、保護誘導活動及び通学路の安全点検を実施する。

【家庭・地域では】

- こども、高齢者が外出するときは、自動車等に注意するよう「声かけ」を行う。

【職場では】

- 朝礼等を通じてこどもや高齢者の行動特性を理解させ、危険行動を予測した安全運転について指導する。



運動重点② 自転車の交通安全意識の向上と交通事故防止

【利用者は】

- 道路交通法・群馬県交通安全条例に基づき、乗車用ヘルメットの着用に努める。
- 自転車は車両であると再認識し、自転車の交通ルール（信号に従うこと、一時停止標識に従い停止すること、原則車道の左側を通行すること、夜間は前照灯を点灯することなど）を守って運転する。
- 夕暮れ時や夜間は、早めにライトを点灯し反射材を活用する。
- 群馬県交通安全条例に基づき、自転車保険に加入する。
- 自転車の安全を確保するために定期的な点検整備を行う。

【家庭・学校では】

- 自転車事故の危険性や正しい通行方法などについて話し合い、交通ルールの理解を深める。
- 幼児を幼児用座席に乗車させるときは、シートベルトを着用させる。
- 乗車用ヘルメットの着用を促すための指導や教育を行う。
- 群馬県交通安全条例に基づき、自転車を利用している児童・生徒に対し、自転車保険の加入状況を確認するよう努め、未加入者には、自転車保険に関する情報を提供するように努める。

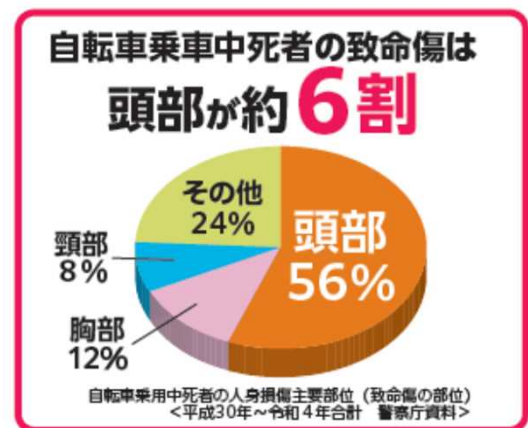


【販売店は】

- 群馬県交通安全条例に基づき、自転車購入者に対し、自転車保険加入の有無を確認するよう努め、未加入者には自転車保険に関する情報を提供するように努める。



警察庁・都道府県警察



主唱 群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会(事務局 群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室)